身体的拘束最小化に向けた取り組みについて

当院では、患者さんの人権と人間の尊厳を尊重し、安心・安全な医療・看護を提供するため、原則として身体的拘束を行わない方針を定めております。
医療安全およびケアの質の向上のため、以下の通り体制を整え、組織を挙げて身体的拘束の最小化に努めています。

1. 身体的拘束の原則禁止

患者さんまたは他の患者さん等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他患者さんの行動を制限する行為は行いません。

2. 緊急やむを得ない場合の対応

安全確保のためにどうしても拘束が必要と判断される場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要件をすべて満たしているか厳格に評価します。また、その理由や状況を詳細に記録し、要件を満たさなくなった場合は速やかに解除します。

3. 身体的拘束最小化チームの設置

医師、看護師、多職種からなる専門チームを設置しています。定期的な院内巡回（ラウンド）を通じて実施状況を把握し、身体拘束をしないための代替ケアの検討を行っています。

4. 職員研修の実施

入院患者さんに関わるすべての職員を対象に、定期的な研修を実施して知識の習得と意識向上を図っています。

ご不明な点がありましたら当院職員までご相談ください。

地方独立行政法人
広尾町国民健康保険病院　病院長